



みのる法律事務所
第 2 7 8 号
平成 2 5 年 6 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

満 1 歳



今、『患者とその妻の腎臓病体験記』の第6巻『生体腎移植療法』の原稿を書き上げました。今日で、平成24年(2012年)6月28日に東京女子医科大学病院で生体腎移植手術を受けてから丸1年となりました。第6巻の「おわりに」を、今書き終えたところです。それを転載し、「省エネ便り」とさせていただきます。

ですが、そこで述べたことが、只今現在の私の心に最も強くある印象です。ですから、私の現在の心境をストレートに示すものです。「70歳を超えて、この先やることがあるのだろうか」と、つらい思いをしてみました。「やることがない」ということは、生きている者としてつらいことです。それが、生体腎移植によって生まれ変わったような気がし、「まだまだやることがある」と思えるようになりました。本気で「何かやれそうだ」という気になっています。

生体腎移植によって健康を取り戻したということは、筆舌に尽くしがたいほどありがたいことです。「健康になって、自分のことが自分でできるようになった」とか、「普通のことが普通にできるようになった」などという物凄い恩恵を頂戴しています。それだけに留まらず、「老人の持つ人生の閉塞感が打開される」という、思いもかけない恵みを受けていることを実感しています。

「健全なる精神は健全なる身体に宿る」という言葉がありますが、健康を取り戻したことによって精神的にも甦りました。人生の道が塞がって通れなくなっているという閉塞感が打開されるという、思いもかけない副産物を頂戴しました。

これは、人間としては、副産物というより本質的なものではないでしょうか。付録やおまけというよりも、より本体ではないでしょうか。つまり、人間として大本となる最も大切な部分ではないでしょうか。それを頂戴できたということは、ただただありがたいと思います。

運の良さに、縁の良さに、そして支えてくれた皆様に、心から感謝申し上げる次第です。

黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800

amazon.co.jp <http://www.amazon.co.jp/> ~送料無料~

おわりに 一満1歳

腎移植した日を誕生日の如く捉え、腎移植の日から満1年経過した日を「満1歳」と呼ぶ人もいるとのこと。確かに、「腎移植で新しい命をもらった」と考えれば、このような捉え方もおかしくはないような気がします。

夫は、平成24年（2012年）6月28日に妻から腎臓をもらい、今日、平成25年（2013年）6月28日で丸1年となりました。生体腎移植を受けた平成24年（2012年）6月28日を新たな命の誕生日と考えれば、その日から数えて、今日は満1歳の誕生日となりました。

レシピエントの夫は、「Gift of Life」（命の贈りもの）で新しい命をもらって満1歳になったという実感が湧いてきています。ですから、夫にとってはまさに今日が満1歳の誕生日のような気がします。

ドナーである妻も、腎臓を提供して今日で丸1年となりますが、夫に腎臓を一つ提供して新しい人生が始まってから今日で丸1年ですから、妻にとっても満1歳の誕生日という思いもあります。

私達夫婦にとって、今日は満1歳の誕生日ということになります。夫婦で誕生日が同じということになります。満71歳の夫と満56歳の妻が、今日ともに満1歳の誕生日を祝うと思うと、何だかすぐったいような、可笑しな気分になってしまいます。ですが、私達は2人共、子供の頃は貧乏育ちで誕生日など祝った記憶がありません。これ幸いと、今日は少しだけ豪華なケーキと美味しい肴を用意し、ワインで乾杯をしようかと考えています。

生体腎移植によって、これからは夫婦で同じ日に毎年誕生日のお祝いができるかと思うと、年甲斐もなくワクワクしてきます。「今日を結婚記念日にしようか」とか、「来年からは親しい人も呼ぼうか」などと、夫婦で話が弾んでいます。

夫の次の誕生日は、平成26年（2014年）5月20日です。満72歳となります。バースデーケーキに灯される72本のローソクの火を消すのは、息が切れてできないだろうと思います。そもそも、72本のローソクを立てられるスペースのあるケーキはかなり大きくなければならず、そんなケーキは2人では食べられません。



ですが、来年の今日、平成26年（2014年）6月28日には生体腎移植の満2歳の誕生日ですから、ローソクの火は2本だけ消せばよいのです。しかも、ドナーの妻とレシピエントの夫の2人がかりで消せばよいのですから、容易なことです。

これから命のある限り、生体腎移植を受けた平成24年（2012年）6月28日を私達夫婦の誕生日と捉え、誕生祝い続けることにします。夫婦が同じ日に誕生日なんて、素敵ではないでしょうか。

私達は、結婚式も挙げていません。ですから、ケーキ入刀の経験ありません。結婚記念日もありません。気がついた時には、バースデーケーキのローソクを一息では消しきれない年になっていました。小さいケーキでは、ローソクを立てるスペースがない年となってしまいました。

生体腎移植のお陰で夫婦揃って同じ日に誕生祝いができることになり、ローソクも今年は1本で済み、ケーキにはたっぷり余白があり、私達の人生にもまだまだ前途があるような気になってきます。「これからまだまだやれる」とワクワクしてきます。嬉しくて仕方ありません。

71歳になった夫は勿論のこと、56歳になった妻も、かなり人生を歩き続けてきた感じで、ここ数年は段々、「この先まだ歩き続ける道が残っているのだろうか」などと思うようになりつつありました。バースデーケーキとローソクのように、「この先、ローソクを立てるスペースが残っているのだろうか」などと思うようになってきていました。

「閉塞^{へいそく}」とは、「ふさがって通れなくなること」ですが、夫はとうの昔から人生に閉塞感を感じ、「この先やることはない」などと思うことが少なくありませんでした。妻もそんな思いを抱くことがありました。年を取るということは、そのようなことになりがちです。もう、バースデーケーキにはローソクを立てるスペースがなくなってきたのです。

ところが、私達は生体腎移植を受け、今日は満1歳ですから、バースデーケーキには1本のローソクで足ります。来年は2本のローソクです。10年経っても10本です。ケーキには、まだたっぷりと余裕があります。私達の閉塞感は飛び散りました。錯覚でしょうが、これからまだまだやれることがありそうな気がしてきました。

今日、これまで夫が発刊した本を確認してみたところ、50冊になっていまし



た。「100冊の本を出す」という目標は、やっと半分になりました。生体腎移植を受ける前は、「あと50冊など、とても無理だ」と思っていたのですが、生体腎移植後、満1歳の誕生日を迎えた今日、「100冊はできる。その先はどうか」などという思いが湧いて参りました。何だかやれそうな気がするのです。今月末には、『患者とその妻の腎臓病体験記』の第4巻『食事療法』が発刊されます。間もなく51冊目となります。

今日、満1歳の誕生日に、私達は『患者とその妻の腎臓病体験記』の第6巻『生体腎移植療法』の「おわりに」を書けていることは、感無量です。

「慢性腎不全治療の全経過を、患者とその妻の視点で書いてみたい」と考えるようになって数年が経ちました。今日、慢性腎不全の治療の最終段階の『生体腎移植療法』を書き終えることとなります。「よくやった」、「よくやらせてもらえた」という思いが込み上げてきます。

私達は、意図的に満1歳の今日、『生体腎移植療法』を書き上げようと考えていたわけではありませんが、これも縁でしょうか、運でしょうか。満1歳の今日、『生体腎移植療法』の「おわりに」を書けています。

「巡り合わせ」とは、「自然にまわってくる運命」だそうですが、この年になりますと、何事についても巡り合わせを感じる事が少なくありません。今日、生体腎移植を受けて満1歳となった私達は、巡り合わせを痛感しています。ありがたい巡り合わせです。

生体腎移植後、満1歳で『患者とその妻の腎臓病体験記』の第6巻『生体腎移植療法』を書き終えることができたのは、生体腎移植のお陰です。どのように、どれほど感謝しても、感謝のしようがありません。

私達は、この感謝の気持ちを人工透析療法を受けている方やこれから人工透析療法を受けようとしている方に対し、「慢性腎不全の根治療法は生体腎移植であり、生体腎移植療法を強く推すことおで示したい」と考えています。

平成25年（2013年）6月28日夜
自宅台所の食卓において2人並んで

田舎弁護士（いなべん） 千 田 實
妻 加代子



『憲法の心』

— 憲法改正議論（その2）

先月号の『的外』第277号で、「日本国憲法は、改正についてどう考えているのか」について述べました。その中で、憲法の心と政治の心の違いについて述べました。

今回は、「憲法改正は、どのような手続でなすのか」と、「日本国憲法は、どのようにでも改正できるか」について述べてみたいと思います。



今回も手抜き作業となりますが、私が平成18年（2006年）11月30日に発刊した、『田舎弁護士の大衆法律学 —憲法の心— 改正権者のあなたに知ってほしい』（発行所：本の森）を紹介する形にしたいと思います。その中に、「第8章 日本国憲法は、改正についてどう考えているのか」という章の後半部分である「3. 憲法改正は、どのような手続でなすのか」と、「4. 日本国憲法は、どのようにでも改正できるか」を転載します。

そこで私が述べていることは、約7年経過した現在でも、変化はありません。安倍政権は、憲法改正を参議院選において、強く訴える考えでいるようですが、憲法改正権者である私たちは、「簡単に憲法が改正できる」という道を開くような選択はすべきでないと訴えたいのです。そんな思いを込めて、『憲法の心』を紹介させていただきます。

第8章 日本国憲法は、改正についてどう考えているか。

3. 憲法改正は、どのような手続でなすのか。

日本国憲法は、第96条第1項において「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めている。

憲法改正の手続は、①衆議院、参議院各議院の総議員の3分の2以上の賛成がなければ、国会の発議は成立しない。衆議院、参議院両議院の総議員の3分の2以上の賛成という要件は、それ自体相当厳格だと言える。



衆議院、参議院の総議員の3分の2以上の賛成があり、国会が発議してもそれだけでは憲法の改正はできず、さらに国民の承認を経なければならない。

「法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる」(憲法第59条第1項)。

「両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」(憲法第56条第1、2項)。

従って、法律案は、原則として衆議院、参議院のそれぞれにおいて総議員の3分の1以上の出席があり、その過半数が賛成すれば成立することになる。

これに対して憲法改正手続は、前記のとおり要件が極めて厳格となっている。このように、憲法改正の手続の要件を厳格にしている憲法を「硬性憲法」と呼ぶ。日本国憲法は、硬性憲法の中でも他国に比べて硬性の度合いが強いと言われている。

憲法は、国の基本法であり、安易に変更されてはならない。国の基本法は、安定性が要求される。

しかし、政治・経済・社会は変動する。時には、政治・経済・社会の動きに憲法の方が適応しなければならぬことも皆無とは言えない。

ただ、日本国憲法は、過去の反省と未来の理想とによって創られたものであり、過去の反省と未来の理想は政治・経済・社会の動きによって簡単に変えるべきものではない。

他国の憲法と比べても硬性の度合いが強いと言われる日本国憲法は、そのような心で憲法改正の手続の要件を厳格にしているのである。

国民は、憲法改正手続に二重に関与することができる。1つは、憲法改正案を発議する衆議院、参議院の議員を選挙を通じて選ぶことができることであり、もう1つは、国民投票において憲法改正に賛成するか否かの意思を表明することができるということである。

国民は、この二重のチャンスを有効に使わなければならない。そのためには、憲法の心を理解しなければならない。

国民が前記二重のチャンスを有効に使うためには、どのようにすべきであろうか。

憲法改正案を発議する衆議院、参議院の議員選出の選挙において、一党独裁に陥るような議員の選出をしないことがまず大事である。

一党独裁に陥るような議員の選出をしてしまうと、せっかく憲法が「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」という厳格な要件を掲げているのに、その意味がなくなってしまう。議員のほとんどが無批判に賛成してしまえば、憲法改正案





は簡単に国会において発議されることになる。

郵政民営化問題^{から}に絡み行われた総選挙における雪崩現象^{なだれ}とも思える小泉政権の大勝は、一党独裁の危険性すら覚える。国民は冷静でなければならない。煽^{あお}られてはならない。マインドコントロールされてはならない。

衆議院も参議院も、各政党の力関係がほどよくバランスが取れていなければならない。一党独裁的になっては、正しい批判ができなくなる。

国民は、衆議院、参議院の議員を選出する選挙において、一党独裁に陥ることのないような選挙をしなければならない。均衡の取れた政党政治がなされれば、簡単に国会が憲法改正を発議することはできない。

仮に、衆議院、参議院の各議院の総議員の3分の2以上の賛成があり、憲法改正が発議されたとしても、国民は国民投票において憲法改正を阻止することができる。

この国民投票においても、国民は冷静でなければならない。政治家やマスコミに煽^{あお}られてはならない。マインドコントロールされてはならない。

憲法の心を知って、憲法の心に沿って投票しなければならない。その憲法の心は、人格の尊厳であり、戦争放棄である。それに反するような改正案は阻止しなければならない。

4. 日本国憲法は、どのようにでも改正できるか

日本国憲法は、硬性憲法、つまり改正手続が普通の立法手続に比べ、その要件が加重されている憲法であることは前項で述べた。しかも、その硬性の度合いは他国に比べても強いものである。

つまり日本国憲法は、改正の要件を厳格にし、この憲法が安易に改正できないように手続面で枠をはめている。その心は、この憲法の安定性にあることは明白だ。

そのような硬性憲法である日本国憲法は、厳格な手続さえとればどのようにでも改正ができると考えているのであろうか。つまり日本国憲法は、憲法改正には限界がないと考えているのか、限界があると考えているのか、という問題である。

改正手続によりさえすれば、どのような改正も許されるという考え方があ。これは「改正無限界説」と呼ばれている。この考え方は、日本国憲法の定める改正手続さえ踏めば、日本国憲法の基本原理の改正すらできるものであるとする。

これに対し、所定の改正手続によっても日本国憲法の基本原理を変更すること

は許されないとする説がある。これは「改正限界説」と呼ばれている。

この説によれば、日本国憲法の基本原理を変更するのは、これはもう改正ではなく法的意味での革命だとする。つまり、日本国憲法の基本原理を変更することは、これまでの憲法の廃棄と新憲法の制定であるとする。

「改正限界説」が通説であり、私もそれに賛同する。日本国憲法の基本原理を変更してしまつては、それはもう日本国憲法とは言えない。それはどのような言葉を使おうとも、日本国憲法と異なる憲法となる。

日本国憲法の基本原理は、①国民主権、②平和主義、③人権尊重である。この3つの基本原理のどれかが変更されるなら、それは日本国憲法の改正ではなく、日本国憲法の廃棄と新憲法の制定であり、それは革命である。

確かに、明治憲法が日本国憲法に変わる際、天皇は「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる」と述べた。

これを素直に読めば、日本国憲法は明治憲法を改正した如く読めないこともない。しかし、明治憲法と日本国憲法を比較対照した場合、かれこれは同一の憲法と言えず、これは憲法改正とは言えない。

日本は、第二次世界大戦で敗戦し、昭和20年（1945年）8月14日、ポツダム宣言を受諾した。ポツダム宣言は、日本の降伏の条件を定めたものである。それは、「無条件降伏」と言われている。

そのポツダム宣言の中で憲法制定との関係で問題となったのは、次の2つの条項である。

- ① 日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去すべし、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし。
- ② 日本国国民の自由に表明せる意思に従い、平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立せらるるにおいては、連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし。

それまでの日本国憲法（具体的には明治憲法を指す）は、①天皇主権、②天皇が統治権を総攬する、③天皇を国民の憧れの中心とする、というものであった。

日本国憲法は、天皇を象徴として残したが、①の天皇主権と②の天皇統治権総攬の部分は削除した。





これは、改正とは言えず、明治憲法の廃棄と日本国憲法の制定である。

日本は、第二次世界大戦に敗戦し、ポツダム宣言を受諾したことによって無条件降伏し、それまでの憲法はその段階で廃棄された、と考えるべきである。

ポツダム宣言の受諾を以て日本に革命が成立したと考えるのが一般的である。ポツダム宣言受諾で、明治憲法は廃棄され、その後制定されたのが日本国憲法である。

日本国憲法は、明治憲法の改正憲法ではない。

このように、憲法の基本原理が変えられる場合には、これは憲法の改正ではなく、日本国憲法の廃棄である。「改正」という言葉に騙されてはならない。

日本国憲法の心は、前文の第1段に集約されている。少し長くなるが、もう一度目を通したい。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

ここには、日本国憲法の①国民主権、②平和主義、③人権尊重の原理が的確に宣言されている。

これら日本国憲法の原理は、「人類普遍の原理である」と述べられている。普遍とは、「宇宙や世界の全体について言えること」（広辞苑）であり、日本国憲法特有の考え方ではない。

つまり、①国民主権、②平和主義、③人権尊重の原理は、人類全てに遍く行き渡るものだというのである。従って、これらの原理を改正することは許されないことになる。

このことを、前記憲法前文は「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と明言した。

だから、日本国憲法の①国民主権、②平和主義、③人権尊重の三原理は、例え硬性憲法と言われる日本国憲法の改正手続によっても改正できないとするのが日本国憲法の心であることを、国民1人ひとりが再認識しなければならない。

問題は、憲法第9条第2項を「自衛軍を保持することができる」と改正できるか、という点にある。一般には、そのように改正しても平和主義の原理に反するとまでは言えないのではないかという考え方が多い。

その理由の主なものは、個人にも正当防衛権、つまり急迫不正な侵害を受けた場合にはわが身を守る権利があるのと同じく、国にも、他国から侵害された場合はわが国を守る権利がある。そのための自衛軍を保持しても平和主義には反しない、というものである。

しかし、私はこの考え方に反対である。過去の歴史を振り返ったとき、自衛戦争と侵略戦争とは明確に区別できない。どこの国も、自国の戦争を侵略戦争だと言った例はない。必ず、「自衛のための戦争である」と言っている。

ポツダム宣言を受諾した翌日に流された、いわゆる玉音放送ぎょくおんにおいてさえ、天皇は「先に米国、英国に宣戦布告した理由も日本の政治的経済的自立と東亜の安定を願ってのもので、他国の主権を侵害したり、領土を侵犯したりするようなことは、もちろん私の意志ではない」と述べている。

つまり、「第二次世界大戦における日本の戦争行為は自衛戦争だった」というのである。昭和16年（1941年）12月8日、日本がアメリカ領海内のハワイ真珠湾を奇襲して突入した太平洋戦争は、自衛戦争と言えるであろうか。自衛戦争か侵略戦争かの区別は、できないのである。

確かに、個人には正当防衛権がある。だから、急迫不正の侵害を受けたときに、わが身を守るため実力行為に及ぶことは許される。

だからといって、人に襲われるかもしれないことを予想してピストルや刀を持ち歩くことを、日本の法律は認めていない。国に自衛権があること自体を否定するつもりはないが、自衛権があるということと戦力を持ってよいということは別問題である。

治安が不安な戦国時代などにおいては、自己防衛のために武器を持ち歩くことはやむを得ないことであったかもしれないが、警察などによって治安が維持されている現代社会においては、他人からの侵害に備えピストルや刀を持ち歩くことは許されなくなっている。

日本国憲法前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想すうこうを深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言している。

ここには、武力を以てわが国やわれら国民の安全と生存を保持するものではなく、諸国民の公正と信義に信頼して、安全と生存を保持することにするという日





本国憲法の心が明確に示されている。

日本国憲法の心は、自衛軍も持たないという徹底した平和主義にある。

『註解日本国憲法 上巻』には、「これほど徹底的に、つまり自衛及び制裁の場合を含めて一切の戦争を放棄し、さらに進んで軍備までも廃止した憲法は他に見当たらない。のみならず、国際法上条約で戦争を放棄する場合でも、これほど徹底してはいない。その意味で、日本国憲法第2章・戦争放棄は、世界史的な意義を有すると言うことができる」と述べているが、誠に的を射た解説である。

日本国憲法は、第二次世界大戦の惨禍とこれに対する国民的反省を基とするものであり、戦争の放棄は、日本国憲法制定の趣旨をもっとも端的に示しているものである。

日本国憲法前文第2段においては、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言した。

『註解日本国憲法 上巻』は、「これは、平和主義の原理が、日本国民の戦争の惨禍を繰り返すまいという確信のほかに、二度の大戦の惨禍を味わった世界各国の国民も、人類の歴史始まって以来もっとも強く世界永遠の平和の樹立を熱望しているという確信に基づくことを意味し、積極的に世界に先駆け、平和愛好国の先頭に立って、国際平和の大道を進んでいこうとするわが国民の固い意志を示している」と解説するが、これまた的を射たコメントである。

私は、日本国憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との規定を、「自衛軍の保持を認める。国の交戦権は、自衛戦争に限り認める」と改正することも、憲法改正としては許されないと確信する。

もしそのような改正がなされたとすれば、それは日本国憲法ではない。それは、日本国憲法を廃棄し、新しい憲法を制定するものである。

私のような考え方は、必ずしも一般的な考え方ではないかもしれない。しかし、憲法の心がどこにあるか、浅学非才ながら精一杯考えた。その結果、日本国憲法は、第二次世界大戦がもたらした戦争の惨禍を深く反省し、恒久の平和を達成するためには、侵略戦争はもちろん制裁戦争も、そして自衛戦争さえ放棄しなければならないという心で創られたものであるという確信を持つに至った。

この確信は、一日本国民としての確信である。そして、そのことを1人でも多くの国民に伝えたい。

新刊書発刊のお知らせと謹呈



第4巻『食事療法』は、『患者とその妻の腎臓病体験記』の目玉です。

食事療法で慢性腎不全の原因となる糖尿病、高血圧症を予防し、それでも慢性腎不全になったら食事療法で人工透析療法に入ることを遅らせ、それでも人工透析療法に入らなければならなくなったら生体腎移植療法を選択し、生体腎移植療法に入ったら再び慢性腎不全にならないように、糖尿病や高血圧症にならないような食事療法をしなければなりません。食事療法は、慢性腎不全の全身療法であると同時に、根本療法です。

人工透析療法や生体腎移植療法は、末期慢性腎不全患者のための療法です。現在わが国では約30万人の人工透析患者がいるとのこと。毎年約1万人位の人人工透析療法に入っているそうです。人工透析療法や生体腎移植療法は、何十万人単位の人対象となるものです。これに比べ、慢性腎不全の原因となる糖尿病や高血圧症の患者及びその予備軍は、4,000万人にも5,000万人にも及ぶと言われています。

ですから、食事療法の本を読んでいただきたい方は、全国民と言ってもオーバーではないと思います。私は、慢性腎不全の治療のために食事療法に入りましたが、食事療法は生まれた時から死ぬまで、誰にとっても必要なことだと確信するに至りました。

私は、平成23年(2011年)7月5日に、「**老人も 大人も子供も 食事かな**」という川柳を詠みました。1人でも多くの人に、この第4巻『食事療法』は読んでいただきたいのです。

この事務所便りをお読み下さっている皆様には、普段からおんぶに抱っこという格好でお世話をいただいておりますが、どうかこの第4巻『食事療法』は、できるだけ多くの人に読んでいただけるよう宣伝し、普及させていただくよう、心底より願います次第です。

購買申込書を2通同封しますので、お手数をお掛けしますが身の回りの方々にご紹介下さるよう、宜しくお願い致します。万が一、購買申込書が不足するようでしたら、弊社事務所までご連絡下さい。すぐに送らせていただきますので、是非お申し付けいただきたく、お願い申し上げます。

